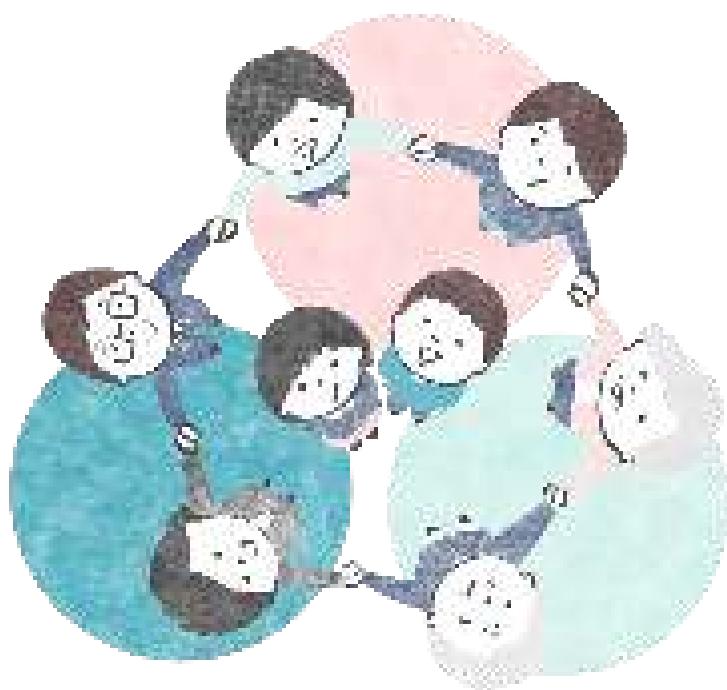


令和 7 年度
高鍋町立高鍋東小学校 P T A
定期総会資料



P T A の歌



新明倫の教え

私たちは、高鍋町に伝わる「明倫堂学規」の精神を受け継ぎ、
ふるさとへの愛と誇りをもって、自分を磨き高めるように努力します

一 学校・家庭・地域のきまりを守り、
一 礼儀を正しくします
一 周りの人々に居場所を知らせます
一 歩く・見る・聞く・話すを正しくします
一 身だしなみを整え、食事に気をつけます
一 姿勢、読み・書きを正しくします
一 整理・整頓を心がけます
一 年上を敬い、同年と親しみます
一 年下を慈しみます
一 志を高く、学業を修め、
一 自分の良さを生かします

平成二十五年四月一日 制定

高鍋町・高鍋町教育委員会

目 次

【 議 事 】

- (1) 令和6年度 P T A活動報告
- (2) 令和6年度 決算報告及び特別会計決算報告
- (3) 会計監査報告
- (4) 令和7年度 新役員選考(案)
- (5) 令和7年度 活動方針ならびに活動計画(案)
- (6) 令和7年度 予算(案)
- (7) 保護者と先生の会(PTA)規約・細則の改正 (案)

【 報告事項 】

- (1) 高鍋東小学校読み聞かせグループ「おはなしこりん」活動報告
- (2) 高鍋東小学校「図書ボランティア」活動報告
- (3) ベルマークボランティア及び保護者企画募集
- (4) 購買部について

保護者と先生の会(PTA)規約・細則等の一部休止に関する特別措置規約

保護者と先生の会(PTA)規約・細則

PTA組織図・活動図

令 和 6 年 度 P T A 活 動 報 告 (執 行 部)

月	活 動 内 容		
4	3日 臨時役員会 於:LINEWORKS上 7日 定期総会資料作成・打ち合わせ 於:LINEWORKS上 11日 入学式運営協力(駐車場整理・クラス受付) 17日 プール清掃ボランティア募集 26日 定期総会資料及び議事配信・質問募集		
5	10日 高鍋町PTA連絡協議会 役員会 15日 定期総会WEB決議 19日 高鍋東小学校 プール清掃ボランティア 21日 高鍋町学校給食理事会 22日 東小PTA便り「さわやかNo.1」発行	28日 30日	高鍋町教育委員会と4校PTA会長との意見交換会 定期総会表決結果報告 PTA活動のための募金意思確認 高鍋町立図書館協議会
6	10日 高鍋町東区学校運営協議会 会議 25日 PTA活動のための募金意思確認 結果報告		
7	10日 高鍋町東区学校運営協議会 会議 11日 火産靈神社祭り 夜間巡回ボランティア募集 25日 宮崎県人権・同和教育研究大会 26/27日 火産靈神社祭り 夜間巡回 30日 東区地域学校協働本部 会議		
8	17日 宮崎県PTA連合会 リーダー研修 19日 運動会運営会議		
9	3日 東小PTA便り「さわやかNo.2」発行 6日 運動会運営ボランティア募集 25日 東小PTA便り「さわやかNo.3(運動会のお知らせVol.1)」発行 26日 運動会運営ボランティアスタッフ向け文書 ポスティング 27日 東小PTA便り「さわやかNo.4(運動会のお知らせVol.2)」発行		
10	2日 東小PTA便り「さわやかNo.5(運動会のお知らせVol.3)」発行 8日 運動会予行練習 準備作業 15日 運動会警備について警備会社との現場打合せ 17日 高鍋町PTA連絡協議会 役員会 19日 運動会前日準備	20日 25日	運動会・運動会保護者アンケート実施 運動会 運営反省会
11	18日 運動会保護者アンケート結果報告 28日 高鍋町PTA連絡協議会 役員会		
12	4日 ベルマーク回収のお知らせ 7日 宮崎県PTA連合会 研究大会 9日 110周年記念事業手紙 仕分け作業 9日 門松用 竹切り出し作業 14日 ミニ門松&しめ縄作りイベント	19日	PTA活動アンケート実施 ベルマーク活動感謝状贈呈 (モスバーガー高鍋店様)
1	17日 PTA活動アンケート結果報告 18日 高鍋地区PTA研修大会 20日 東小PTA次年度役員募集 22日 東小PTA次年度活動方針検討会 30日 20歳の自分への手紙 準備・ポスティング	31日	新入学児童説明会・用品販売
2	7日 PTA新体制提案書・臨時総会議案書発信・質問受付 20日 卒業式・入学式運営協力ボランティア募集 高鍋町学校給食会理事会 26日 臨時総会質疑応答・WEB決議表決書提出依頼 27日 高鍋町立図書館協議会会議		
3	4日 東区学校運営協議会及び地域学校協働本部会議 11日 PTA臨時総会結果報告 15日 定期総会打ち合わせ 於:LINEWORKS上 18日 卒業式・入学式運営協力ボランティアスタッフ向け文書ポスティング 25日 卒業式運営協力(駐車場整理)		

令和6年度 PTA会計 決算書

<収入の部>

費目	予算額	決算額	増減額	備考
前年度繰越金	2,080,896	2,080,896	0	令和5年度より
会費	0	0	0	
雑収入	0	966	966	預金利息
募金収入	461,000	248,000	△ 213,000	募金戸数242戸 1口1,000円以上の募金額もあり。
合計	2,541,896	2,329,862	△ 212,034	

<支出の部>

費目	予算額	決算額	残額	備考
庶務事業費	会議費	0	0	
	負担金	220,000	231,200	△ 11,200 県・町P協議会負担金、学校保健会負担金
	庶務費	30,000	330	29,670 事務用品費
	涉外費	0	0	0
	活動費	0	35,720	△ 35,720 おはなしこりん活動費、県P研究会参加費他
	慶弔費	80,000	67,040	12,960 卒業記念品、香典・献花代
	成人教育費	0	0	0
	広報委員会費	0	0	0
	生活指導委員会費	0	0	0
	環境整備委員会費	0	0	0
	保健体育委員会費	0	0	0
	ベルマーク委員会費	0	0	0
	購買部委員会費	0	0	0
	学年費	0	0	0
教育振興費	運動会運営費	70,000	56,718	13,282 交通誘導警備費、県収入証紙、準備物
	小計	400,000	391,008	8,992
	学業奨励費	0	0	0
	文化事業費	0	0	0
	児童会費	0	0	0
	保健費	0	0	0
	体育費	0	0	0
	環境充実費	0	0	0
	研修費	0	0	0
	学校支援ボランティア費	0	0	0
	予備費	100,000	28,500	71,500 卒業証書筆耕料
	小計	100,000	28,500	71,500
	周年事業積立費	20,000	20,000	0
	雑費	0	0	0
	予備費	0	0	0
	返金	0	0	0
	合計	520,000	439,508	80,492

総収入額	2,329,862	
総支出額	439,508	
差引残高	1,890,354	(次年度に繰り越し)

上記の通り決算報告します。

令和7年3月28日

令和6年度 給食費会計決算書

(1.収入の部)	前年度繰越金 (児童手当4, 5月分繰越1,472,000円含む)	2,325,821
	給食費 (令和6年度分)	25,461,971
	給食費 (2月児童手当差引 令和7年度4・5月分)	1,360,000
	合 計	29,147,792
(2.支出の部)	給食費 (令和6年度分: 給食会へ支出分)	26,491,080
	運営費 (令和6年度分: 給食会へ支出分)	60,200
	返金、他会計へ払出、福祉事務所へ返金	398,691
	合 計	26,949,971
(3.次年度繰越金)		2,197,821

令和6年度 購買部会計決算書

(1.収入の部)	前年度繰越金	3,024,906
	販売利益	1,107,067
	(売上金額 3,672,897 - 売上原価 2,565,830)	
	雑収入	128,355
	合 計	4,260,328
(2.支出の部)	人件費	1,176,972
	損害保険料	58,292
	消耗品費	27,750
	雑費	
	合 計	1,263,014
(3.次年度繰越金)		2,997,314
	(収益金 △27,592)	

令和6年度 明倫基金決算書

(1.収入の部)	前年度繰越金	126,679
	預金利息	17
	合 計	126,696
(2.支出の部)		0
	合 計	0
(3.次年度繰越金)		126,696

令和6年度 周年事業積立金

(1.収入の部)	前年度繰越金	345,914
	預金利息	175
	令和6年度周年事業積立金	20,000
	合 計	366,089
(2.支出の部)	手紙切手、郵送代	63,562
	合 計	63,562
(3.次年度繰越金)		302,527

令和6年度 P T A 会計監査報告書

会計監査の結果、上記の通り相違ありません。

令和7年3月28日(金)

高鍋東小学校 P T A

監査委員

谷 口 太雄



監査委員

柴 野 麻 美



令和7年度 新役員（案）

役 職	氏 名	児童（長子学級）
会長	横山 芳人	菖 乃（5年）
副会長	山口 貴史	華 奈（6年）
	田中 直子	文 也（2年）
書記(P)	河野 あつみ	叶 未（5年）
書記(T)	石井 真人	
会計(P)	諏訪 真由美	圭 哉（6年）
会計(T)	黒木 愛	
監査	石丸 愛実	隆 人（6年）
	肱岡 さと子	歩 （5年）
顧問	黒木 修志	

令和7年度 高鍋東小学校 PTAスローガン

東小スタイルの確立

令和7年度 PTA連合関係活動計画(予定)

期日	活動内容	開催場所
5月	児湯郡PTA協議会総会	未定
	高鍋町PTA連絡協議会総会	未定
7月	リーダー等研修会	
8月	全国PTA研究大会	未定
10月	宮崎県PTA研究大会 九州PTA研究大会	都城市 福岡県

令和7年度 PTA活動計画案(執行部)

月	活動内容
4	PTA 総会資料作成・打ち合わせ PTA 総会(書面・オンライン) 教育長・町 PTA 会長意見交換会 入学式運営協力 プール清掃ボランティア募集呼びかけ
5	PTA 総会集計作業 第1回役員会 学校運営協議会 給食理事会 プール清掃運営・協力
6	高鍋町 PTA 連絡協議会総会 家庭教育学級合同開級式 教育長・町 PTA 会長意見交換会 児湯郡 PTA 協議会
7	東区学校運営協議会及び実務者会議 宮崎県 PTA 連合会研修 教育長・町 PTA 会長意見交換会
8	教育長・町 PTA 会長意見交換会 宮崎県 PTA 連合会研修 第2回役員会(運動会運営計画 他) 運動会運営ボランティア募集呼びかけ
9	教育長・町 PTA 会長意見交換会 第3回役員会 運動会資料配布
10	運動会準備設営 運動会運営協力 町 PTA 連絡協議会役員会 日本 PTA 九州ブロック研究大会
11	第4回役員会(運動会反省 他) 東区運営協議会 東校区生徒指導推進会議 教育長・町 PTA 会長意見交換会
12	町 PTA 連絡協議会 宮崎県 PTA 研究大会 「20歳の自分にはがきを送る」はがき投函
1	新入生物品販売協力ボランティア募集呼びかけ 町 PTA 研修大会・家庭教育学級合同研修会
2	第5回役員会(次年度運営について他) 教育長・町 PTA 会長意見交換会 学校給食理事会 新入生物品販売協力 卒業式ボランティア募集呼びかけ
3	東区学校運営協議会及び実務者会議 PTA 総会打ち合わせ 卒業式運営協力 入学式ボランティア募集呼びかけ

令和7年度 PTA会計 予算書（案）

<収入の部>

費目	予算額	前年度予算額	備考
前年度繰越金	1,890,354	2,080,896	R6年度より
会費	0	0	
雑収入	0	966	預金利息
募金収入	431,000	461,000	R7 保護者381戸+職員50戸 @1,000円/年
合計	2,321,354	2,542,862	

<支出の部>

費目	予算額	前年度予算額	備考
庶務事業費	会議費	0	0
	負担金	240,000	220,000 県・郡・町P協議会負担金、R6決算額を基に算定
	庶務費	20,000	30,000 消耗品、通信、事務備品
	涉外費	0	0
	活動費	40,000	0 役員、専門委員活動費他(おはなしこりん),県P研究会参加費他
	慶弔費	0	80,000
	成人教育費	0	0
	広報委員会費	0	0
	生活指導委員会費	0	0
	環境整備委員会費	0	0
	保健体育委員会費	0	0
	ベルマーク委員会費	0	0
	購買部委員会費	0	0
	学年費	0	0
教育振興費	運動会運営費	70,000	70,000 警備員費用他
	小計	370,000	400,000
	学業奨励費	0	0
	文化事業費	0	0
	児童会費	0	0
	保健費	0	0
	体育費	0	0
	環境充実費	0	0
	研修費	0	0
	学校支援ボランティア費	0	0
予備費	予備費	50,000	100,000 卒業証書筆耕料他
	小計	50,000	100,000
	周年事業積立費	20,000	20,000
	雑費	0	
予備費	予備費	0	
	合計	440,000	520,000

保護者と先生の会(PTA)規約等の改正について

1. 保護者と先生の会(PTA)規約等の改正(案)

(1) 改正理由

2017年度の法改正により、PTAも個人情報保護対応が必要な団体となりました。適切な個人情報管理と組織運営を心がけ、高鍋東小学校保護者と先生の会(PTA)（以下、「本会」という。）への信頼性を向上すべく個人情報保護に関する規約を新設するものとします。

本規則は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）に基づき、本会が保有する個人情報の適切な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、本会役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」とする。）の取扱いについて定めます。

個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会において取得・保持する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めるものとします。

【保護者と先生の会(PTA)規約(令和5年4月23日施行)の一部を新旧対照表のとおり改正する。】

保護者と先生の会(PTA)規約の一部改正新旧対照表(案)

旧	新
«新設»	第16章 個人情報保護 第45条 本会はPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

高鍋東小学校 保護者と先生の会(PTA)個人情報取扱規則 (案)

(目的)

第1条 この個人情報取扱規則（以下「本規則」という。）は、高鍋東小学校保護者と先生の会(PTA)（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いに関する基本的事項を定める。本規則により事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報の適正な収集・利用・管理を図り、もってプライバシーの保護を実現する事を目的とする。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則つて運用管理を行い、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または広報資料など適切な方法により会員に周知する。

(定義)

第4条 本規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)個人情報：生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。
- (2)保有個人情報：本会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外をいう。
- (3)本人：前項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人または未成年者個人の保護者をいう。
- (4)役員：本会の役員会を構成する者をいう。
- (5)委員：本会の委員会を構成する者（役員を含む）をいう。
- (6)教職員代表：本会の役員会及び委員会に出席する教職員の代表者をいう。
- (7)従業者：本会の指揮命令を受け、本会の業務に従事する者をいう。

(管理者)

第5条 本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

2. 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。
3. 本会会長は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分掌する委員会の長に委任することができる。

(取扱者)

第6条 本会における個人情報データベース取扱者は、本会役員・委員長とする。

(利用)

- 第7条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。
- (1)PTA会費請求、管理業務等に関する連絡
 - (2)本会の事業に関する文書等の送付
 - (3)本会役員・委員・会員名簿等の作成
 - (4)本会役員・委員選出等の推薦活動
 - (5)イベントの名簿等の作成
 - (6)ホームページや広報紙への掲載
 - (7)問い合わせまたは依頼等への対応
 - (8)その他、事前にお知らせし同意を頂いた目的の場合

(個人情報の利用の制限)

- 第8条 本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。
- (1)法令に基づく場合
 - (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報の取得)

第9条 本会が取り扱う個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め本人に明示の上、同意を得ることとする。

- (1)氏名
 - (2)電話番号
 - (3)住所
 - (4)メールアドレス
 - (5)銀行口座情報
 - (6)PTA役員・委員の履歴
 - (7)会員の子である児童の氏名、学年、クラス、兄弟姉妹
 - (8)その他必要とするもので同意を得た事項
2. 本会は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。

(管理と保管)

第10条 個人情報保護管理者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号

に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

(1)紛失、破損その他の事故防止

(2)改ざんおよび漏えいの防止

(3)個人情報の正確性および最新性の維持

(4)不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

2. 本会は、個人情報の取り扱いの全部または一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(保管及び持ち出し等)

第 11 条 個人情報データベース・個人データを取り扱う電子機器等については、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

(1)電子機器等のO S を最新状態に保つ。

(2)電子機器等にセキュリティソフトを導入し最新状態に保つ。

(3)個人情報データベース・個人データにはパスワードを設定し管理をする。

(4)個人情報データベース・個人データへのアクセス権は、個人情報の取り扱い権限に応じた管理をする。

(5)個人情報データベース・個人データの持ち出し、電子メール添付時などには、パスワードを設定するなど適切な管理をする。

(第三者提供の制限)

第 12 条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2. 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1)本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合

(2)個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

3. 本会は、前項第 2 号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者へ提供に係る記録の作成等)

第13条 個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合及び都道府県、区市町村などの行政機関を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供日付
- (3) 提供対象者の氏名
- (4) 提供情報の項目
- (5) 提供対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合及び都道府県、区市町村などの行政機関を除く）から提供を受けたときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名/住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供対象者の氏名
- (4) 提供情報の項目
- (5) 提供対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする。）

(秘密保持義務)

第15条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第16条 本会は、本人から当該本人に係る保有個人情報について、書面または口頭により、その開示（当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認の上、開示をするものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

(個人情報の訂正または削除請求)

第17条 本会は、保有個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面

により通知するものとする。

2. 本会は、前項の通知を受けた者から、再度申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。
3. 名簿等として既に配布しているものについての個人情報の訂正、追加、削除または利用停止を行う場合は、訂正、追加、削除の連絡をすることでこれにかえる。

(漏えい時等の対応)

第 18 条 本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

(苦情の処理)

第 19 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改定)

第 20 条 本規則は、法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。

本規則を改定した場合は、第 3 条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

附則

本取扱規則は、2025 年 5 月 9 日より施行する。

おはなしこりん

朝の読み聞かせ・放送おはなし会

高鍋東小学校読み聞かせボランティア「おはなしこりん」は今年で発足22年目を迎えました。各クラスで実施する朝の読み聞かせや、給食時間の放送おはなし会では、わずかな時間でも子ども達に楽しんでもらえるよう、工夫しながら活動してきました。 令和7年度もたくさんのおはなしを子どもたちに届けていきたいと思います。

令和6年度月別活動内容

月	朝の読み聞かせ（水曜日）	放送おはなし会（給食時、木曜日）	イベント
4	24日（1年生）	11・18日	
5	8日（3年生）／15日（2年生）	9・23日	東小新1年生歓迎会（22日）
6	12日（4年生）／26日（5年生）	6・20日	
7	3日（6年生）	11日	
9	4日（1年生）／18日（2年生）	12・26日	
10	2日（3年生）／17日（木）（4年生）	10・24日	6年生スペシャルおはなし会（25日）
11	6日（5年生）／20日（6年生）	14・28日	
12	4日（1年生）	12・19日	
1	15日（2年生）／22日（3年生）	9・23日	新1年生体験入学おはなし会（31日）
2	5日（4年生）／12日（5年生）	6・20日	
3	12日（6年生）	6・13日	東中卒業おはなし会参加（6日）

1年生歓迎おはなし会

手作りの大型紙芝居「ひょうたん

とかっぱ」では、すんでのところでかっぱから逃げ切った末の娘の様子に、子ども達も安堵の表情を浮かべていました。



卒業をひかえた6年生のために開催

6年生のためのスペシャルおはなし会



する「秋のスペシャルおはなし会」は、子ども達のみならず先生方も楽しみにしてくださっているイベントです。手作りの大型紙芝居や仕掛け絵本など様々なプログラムで1時間のおはなし会を開催しました。大型絵本「やさしいライオン」ではかわいそうなライオンのお話に子ども達は神妙な面持ちで聞き入り、いろいろと感じ取つてくれたようです。

メンバー募集しています！

お仕事前の朝の少しの時間、またお昼の少しの時間わずかな時間でも構いません。まずは子ども達が楽しんでいる様子を見にいらっしゃいませんか？興味のある方は、お子様の担任の先生までご連絡ください。メンバー一同お待ちしております。

高鍋東小学校 図書整備ボランティア

令和6年度活動報告

令和7年4月



高鍋東小学校では、保護者の方々によって、図書整備ボランティアの活動を毎月2回行なっています。子どもたちにもっと本に親しんでもらえるように、図書室に來るのがもっと楽しくなるように、保護者の方々にご協力いただいています。もちろん保護者の方々にも楽しんで活動いただいている。

<令和6年度の活動実績>

[実施回数] 每月第1・第3火曜日 14:00~14:45

※学校の行事等で変更する場合もある

6月	・・・	2回	10月	・・・	2回	1月	・・・	1回
7月	・・・	2回	11月	・・・	2回	2月	・・・	2回
9月	・・・	2回	12月	・・・	2回	3月	・・・	1回

[活動内容]

令和6年度は、壁面装飾をリニューアルする関係で、主に装飾作りを行いましたが、その他に、新書のカバー貼りや本の修理なども行うことがあります。



図書整備ボランティアしていただける方を毎年募集しています。参加できる時だけでも大丈夫です。ちょっとした息抜きに気軽に学校へ足を運んで、保護者同士の輪を広げてみませんか？

興味のある方は、お子さまの担任の先生へご連絡ください。お待ちしています！

地域学校協働本部

ベルマークボランティア紹介

令和6年度より、東小PTAの各種委員会は活動を休止し、新体制のトライアル期間となっています。しかし、私たちの手元には今まで集めたベルマークや、地域の方から「子どもたちの為に使ってほしい」と託されたベルマークがあります。もしかしたら、私たち以外の保護者、教職員の皆さん的手元にもまだベルマークがあるかもしれないと思い、ベルマーク回収と発送作業のボランティア活動を行うことにしました。今年度も回収・発送を行う予定ですので、日々の生活でベルマークを貯めていただけますと助かります。回収の際には安心安全メール等を通じて呼びかけますので、ご協力をお願いいたします。

【回収するもの】

【取扱い】
ベルマーク、使用済み純正インクカートリッジ（エプソン、キャノン、ブラザー）

※カートリッジは純正のみ対象です。互換カートリッジは回収できませんので、ご注意ください。

※テトラパックは回収しませんので、ご注意ください。



日 ∞ は $v = \alpha \approx 10^8$ ケ ?

① マーカ写真は日本方に寄付に来るのを

九、特に心地よいものと、ペルメーの本業者、及被取扱う店の裏、へりの、その心地よ
さと、心地よい、心地よい、丸で、丸で、丸で、丸で、丸で、丸で、丸で、丸で、
丸で、丸で、丸で、丸で、丸で、丸で、丸で、丸で、丸で、丸で、丸で、丸で、丸で、丸で、

0 フークホセイ・相馬の「トコトコ」

从1990年到2000年，中国GDP增长了约10倍，而同期美国GDP仅增长了约2.5倍。

～ やってみたいプロジェクト募集 ～

昨年度より、東小PTA活動は、強制的にやらされる活動ではなく、やりたい活動を自主的に発案することができるようになっています。企画を希望される方がいらしゃいましたら、執行部役員までお声がけください。

【令和6年度に企画・実行されたもの】

- ## ・ベルマークボランティア　・卒業生から先生へのお手紙

購買部利用のお願い

年々購買部の利用が減っております。

購買部では文房具から通学帽、上履きなど学校生活で必要なアイテムを取り揃えています。

ぜひご利用ください(^^)/

【営業時間】 7時50分～13時50分 *参観日は下校時まで営業

【場所】 給食室前

販売価格表 (令和7年4月1日～)

品目	価格	品目	価格	品目	価格
名札(1年生)	120	直線定規	100～	毛筆 小筆	250～500
名札(2～6年)	130	コンパス	400	〃 大筆	500～1200
開かずピン	230～350	分度器	80	帽子用校章	50
学習ノート	180	三角定規	150	赤白帽子(M・L)	900
自由ノート	180	ファイル B5	90	体操シャツ(120・130) (140・150) (S・M・L)	2300
れんらくちょう	180	ファイル A4	100		2400
消しゴム	70～150	のり(スティック・液体)	120・180		2600
えんぴつ	50～80	木工用ボンド	200	パンツ (120～150) (160～180)	2400
書写用えんぴつ	70	セロテープ(カッター付き)	200		2500
あか(あお)えんぴつ	70～	〃 詰め替え	100	ゼッケン	120
クーピー15色	920	おりがみ	50～220	上履き	2700
クーピー単色	80	はさみ	480	なわとび	120・350
ボールペン	100～200	カッターナイフ	150	鍵盤ハーモニカパイプ	450
なまえペン	120	絵具(12～18色)	1260～2080	〃 唄口	300
かきかたペン(太・細)	100	〃 単色	140	リコーダー	1900
したじき	140・250	画筆	130～530	油ねんど	500
書写用したじき	200	クレパス	800	紙ねんど	350
鉛筆キャップ	120～280	〃 単色	60	ねんどべら	120
えんぴつ補助軸	100～300	習字半紙(20枚)	100	フェルト	80
えんぴつ削り器	120～380	墨滴	350	カラーモール	50

保護者と先生の会(PTA)規約の一部休止に関する特別措置規約

制 定 令和6年5月24日
最終改正 令和7年2月17日

(この規約の目的)

第1条 この特別措置規約は、令和5年度PTA臨時総会(令和6年3月)によって承認されたPTA活動の任意活動に基づき、保護者と先生の会規約(以下「PTA規約」という。)について、特別措置を定めることにより、運営委員会及び、専門委員などの活動を中止しつつ、学校運営に係る学校との情報連携、協議、意見交換などを継続して行うことを目的とする。

(会費の変更)

第2条 活動形態・活動内容の変更に伴い、この会の活動に要する経費は、募金、寄付金、その他の収入によって支出される。
・募金は一世帯 1000円・2000円・3000円の選択制とし、年度始めに徴収する。

(役員選考委員会・運営委員会の活動)

第4条 PTA規約 第15条に定める役員選考委員会は、役員会に読み替えるものとする。
第5条 PTA規約 第6条3項、第15条、第18条、第20条1項、第35条の運営委員会を役員会に読み替えるものとする。

(総会の開催方法の変更)

第6条 PTA規約 第8章に定める総会は、役員会が運営し、書面またはオンラインによって開催する。

(書面またはオンライン総会の議事定足数)

第7条 PTA規約第26条に定める総会の議事定足数は、会員の3分の1以上の表決書面の提出(オンラインによる電磁的提出も含む。)をもって成立する。

(書面またはオンライン総会における議長)

第8条 PTA規約第29条に定める総会の議長は、会長とする。

第9条 PTA規約第27条に定める総会の議決は、提出された表決書面(オンラインにより電磁的に提出されたものを含む。)の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。

附則

1. この特別措置規約は、令和6年5月24日から施行し、令和6年4月1日に遡及して適用する。
2. この特別措置規約は令和7年度の定期総会の日をもって廃止するものとする。ただし、PTA規約の再施行については、この特別措置規約が適用された後のPTA活動の運営状況などを踏まえて検討するものとする。

附則

1. この特別措置規約は、令和7年4月20日から施行し、令和7年4月1日に遡及して適用する。
2. この特別措置規約は令和8年度の定期総会の日をもって廃止するものとする。ただし、PTA規約の再施行については、この特別措置規約が適用された後のPTA活動の運営状況などを踏まえて検討するものとする。

保護者と先生の会（PTA）規約

第1章 名称および事務所

第1条 この会は、高鍋東小学校保護者と先生の会（PTA）という。

第2条 この会は、事務所を高鍋東小学校におく。

第2章 目的および活動

第3条 この会は、保護者と先生が協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な成長と幸福をはかることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。

1. よい保護者、よい先生になるよう努める。
2. 児童の生活環境をよくする。
3. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の生活を指導する。
4. 公教育費を充実することに努める。
5. その他、この会の目的達成に必要な活動を行う。

第3章 活動方針

第5条 この会は、教育を主旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
2. 特別の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事、その他の管理には干渉しない。

第4章 会員

第6条 この会の会員となることのできるものは、次のとおりとする。

1. 保護者会員 本校在籍児童の保護者。
2. 職員 本校に勤務する職員。
3. 特別会員 この会の趣旨に賛同する者。

但し第3号に該当する者の入会は、運営委員会が決定する。

第7条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第8条 会に貢献し、功労のあった者は決議機関によって表彰される。その具体的措置はその都度決める。

第9条 この会の会員は、高鍋町PTA協議会、児湯郡PTA協議会、宮崎県PTA協議会、九州PTA協議会、および全国PTA協議会の会員となる。

第5章 経理

第10条 この会の活動に要する経費は、会費、寄付金およびその他の収入によって支弁される。

1. 会費の月額は総会で決める。

　　保護者会員費 3,600円

　　職員費 3,600円

2. 納入会費は一切返却しない。

3. 特に必要を認めた者は会費を軽減し、または免除することができる。

第11条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行なわれる。決議機関で必要と認められた時は、臨時に会費を徴収することができる。臨時費は特別会計とする。

第12条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第6章 役員

第14条 この会の役員は、次のとおりである。

　　会長 副会長 書記 会計 会計監査 顧問

第15条 役員は、役員選考委員会において選出し、運営委員会および総会の承認を得るものとする。
書記（T）、会計（T）、顧問（T）は、会長が学校職員に委嘱するものとする。

第16条 役員選考委員会の構成は、学年6名（各学年1名）、専門委員長6名、学校代表2名の16名とする。

第17条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。但し会長は連続2年を限度とする。欠員役員の補充をした場合には前任者の残任期間とする。

第18条 会長はこの会を代表して会務を統括し、必要に応じて総会および、運営委員会、役員会を招集する。

第19条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。

第20条 書記は、次の職務を行う。

1. 総会、および運営委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録、通信その他の書類を保管する。
3. この会の庶務を行う。

第21条 会計は次の職務を行う。

1. 会計事務を処理する。
2. 総会の都度会計報告をする。
3. 定期総会において決算報告をする。
4. この会の財産を管理する。

第22条 顧問は、会の運営上重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第7章 会計監査

第23条 会計監査は、年に1回会計を監査し、その結果を次期決議機関に報告する。しかし、隨時会計監査を行うことができる。

第8章 総会

- 第24条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
- 第25条 総会は、定期および臨時総会とする。定期総会は年度初めに開催する。臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の2分の1以上の要求があったとき開催する。
- 第26条 総会は、会員の3分の1以上（委任状もふくむ）出席しなければひらくことができない。
- 第27条 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決める。

第9章 運営委員会

- 第28条 運営委員会は、役員、各専門委員長、学年委員長および顧問、各関係職員で構成され、総会に次ぐ決議機関である。
- 第29条 運営委員会は、総会委嘱事項及び緊急重要事項を決議し、処理する。但し、次期総会の承認を受ける。また、各専門委員会および各学年委員会の計画運営の連絡調整を行う。
- 第30条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、または構成員の2分の1以上の要求があったとき開催する。
- 第31条 運営委員会は、構成委員の2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で議決する。
- 第32条 運営委員会は、役員選考委員会の設置を行う。

第10章 役員会

- 第33条 役員会は、会長、副会長、書記、会計、顧問で構成され、この会の執行機関とする。
- 第34条 役員会は、会務の企画立案、総会、運営委員会の決議事項の執行を行う。
- 第35条 役員会は、緊急事項の審議、決議、執行を行う。但し、事後に総会、運営委員会の承認をうけるものとする。

第11章 専門委員会

- 第36条 専門委員会は、各学級選出の専門委員で構成され、委任事項についての調査・研究・立案を行い、総会および運営委員会の決定事項の処理執行をする。各専門委員会に会長委嘱による任期1年の委員長をおき、各専門委員会において、互選による副委員長を1名選出する。
- 第37条 専門委員会は、各委員長が必要と認めたときおよび委員の2分の1以上の要求があったとき開催する。
- 第38条 専門委員会は、委員の2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で議決する。

第12章 学年委員会

- 第39条 各学級に、学級委員長1名、学級副委員長2名をおき、その他の会員は、学級委員、専門委員となる。
- 第40条 各学年委員会は、学級委員長により構成され、学年行事を企画立案し、連絡調整する。この委員会に委員の互選による委員長1名、副委員長2名をおく。

第13章 地区委員長

第41条 各地区に地区委員長1名をおく。地区委員長は、児童の健全育成に努めるとともに子供会の指導助言を行う。

第42条 地区委員長は、地域PTAの円滑な運営を図るとともに学校との連絡調整にあたる。

第14章 細則

第43条

1. この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しないかぎりにおいて、運営委員会の議決を経て定める。
2. 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第15章 改正

第44条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。

附 則

この規約は、昭和53年5月6日よりこの効力を発する。

この規約は、昭和53年4月1日より施行する。

この規約は、平成元年4月1日より施行する。

この規約は、平成3年4月1日より施行する。

この規約は、平成6年5月22日より施行する。

この規約は、平成8年5月18日より施行する。

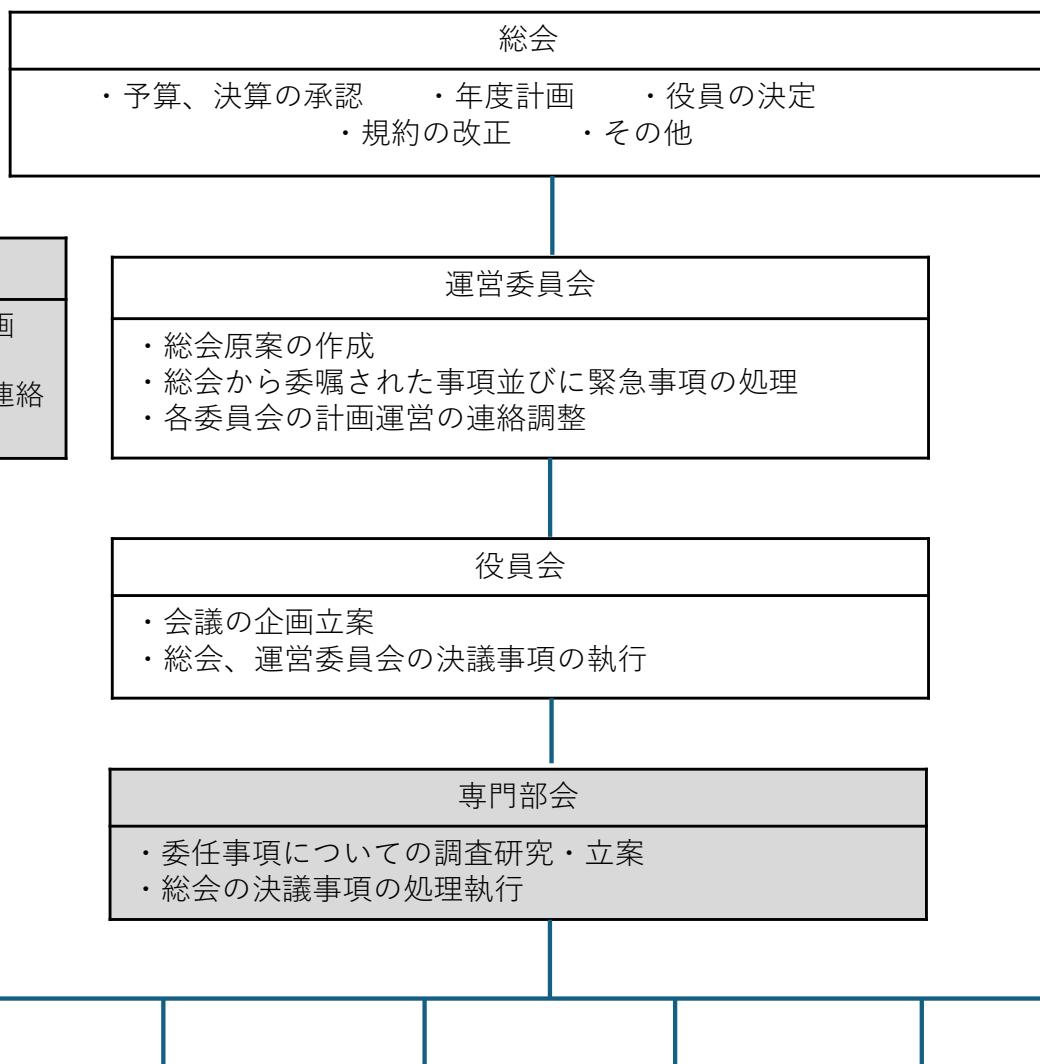
この規約は、平成14年5月19日より施行する。

この規約は、平成18年5月15日より施行する。

この規約は、平成22年5月16日より施行する。

この規約は、平成28年5月10日より施行する。

この規約は、令和5年4月23日より施行する。



成人教育	広報	生活指導	環境整備	保健体育	ベルマーク
会員の研修や会員相互の共通理解を深める。 ・教育講演会の開催 ・視察研修の実施 ・家庭教育学級の充実	PTA活動の理解と啓発、児童の心づくりを増進するための報道に努める。 ・新聞「めいりん」の発行 ・広報委員の研修会	児童の郊外指導及び地域における脅威浮く環境の改善充実を図る。 ・小中連携の校外指導の充実 ・家庭における基本的生活指導の徹底	良い環境づくりを目指し、施設設備の整備、美化に努める。 ・校内環境整備への努力 ・親子ふれあい共済活動への積極的参加	児童の健康管理、体位・体力向上に留意し、体育を通して会員の親睦を図る。 ・各保健委員会への参加（町内、校内） ・給食「試食会	PTA予算の有効な活用協力。ベルマーク運動の啓発に努め、整理にあたる。 ・ベルマーク整理

学年・学級PTA	ボランティア	地区活動（育成会）
・学級懇談会の充実 ・学級レクリエーション ・会員の親睦 ・運動会運営協力	おはなしころりん 図書館整備ボランティア ベルマークボランティア	・学校と地区委員長(注)の連絡調整 ・町育成会リーダー研修 ・地区レクリエーション

(注) 育成会の「地区委員長」は、地域と学校の連絡担当です。

※地区委員長を地域ごと（旧：6地域 5 3 地区）に代表する「地域委員長」は令和5年度定期総会に於いて廃止されました。